

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 11 月 21 日提出

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。